平成２７年（フ）第１４９号
岡山県高梁市落合町阿部579番地10、旧住所岡山市東区古都南方2893番地211
債務者　吉村　勇次
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７２号
岡山市東区西大寺新地357番地１トッティ201
債務者　小椋　健二
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月４日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７４号
岡山市中区浜３丁目５番37号コーポ浜東203号
債務者　藤岡みさ子（旧姓時信）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６８号
神奈川県大和市林間１丁目10番２号　フィール南風Ａ―103
債務者　角田　　薫
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５２号
横浜市戸塚区鳥が丘84番地６
債務者　高橋　亮子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９号
釧路市愛国東３丁目10番13号　ミルフィーユ愛国Ⅰ202
債務者　前谷　光彦
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２３号
北海道釧路郡釧路町昆布森１丁目76番地、申立時の住所釧路市芦野５丁目19番22号　コーポ高橋104
債務者　岡田　美奈（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前10時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１４号
静岡県焼津市西小川２丁目２番地の６　ルーセントＫ403、旧住所静岡県焼津市田尻1554番地
債務者　トレス　マトス　デニス　ウィルフレッド
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３９号
静岡市駿河区青木303番地の４
債務者　佐藤　友香
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２３号
静岡市葵区山崎１丁目33番地の12　ラ・ファミーユ401、旧住所静岡市葵区美川町13番13号
債務者　梶山健二朗
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２４号
静岡市葵区瀬名７丁目33番２号　Ｍフィールドセナ204号、旧住所静岡市葵区美川町13番13号
債務者　梶山　哲志
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４号
熊本県八代市鏡町両出1324番地１　204、住民票上の住所熊本県八代市鏡町北新地925番地
債務者　岩丸　千春
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２１９号
静岡市葵区川合３丁目１番54号
債務者　田部井静子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９号
岩手県宮古市実田２丁目２番１号　実田仮設住宅１棟６号、旧住所岩手県宮古市河南１丁目４番６号
債務者　長澤りえ子
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月６日午前11時30分
盛岡地方裁判所宮古支部